

学校法人 福山暁の星学院 「一般事業主行動計画」

2012年度に策定した「一般事業主行動計画」を今年度更新し、公表する。

2015年3月2日

学校法人 福山暁の星学院
一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることが出来、全ての職員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮でき、次世代を担う人を育てる教育事業をとおして社会に貢献するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2015年3月2日～2020年3月31日までの5年間

2. 内 容

目 標 1： 育児休業や介護休業、病気休業後に職員が復職しやすくするため、休業中に職員に資料を送るなど情報提供のシステムをつくり実施する。

<対策>

- ・2015年2月までの実践を踏まえ伝達する情報の内容等を検討し、より良いシステムに改めていく。

目 標 2： 育児・介護休業法の規程を上回る制度を導入する。(子の看護休暇及び介護休暇の延長等)

<対策>

- ・2014年度に規程の改正をし改正規定の説明会を実施し、職員に諸制度の周知をした。
- ・子供の看護・介護のための休暇を取得でき、希望すれば所定外労働を免除され、短時間勤務が可能である

目 標 3： 年次有給休暇取得の促進のため、時間単位で年休を取れる制度を導入する

<対策>

- ・2012年度から時間単位で年休を取れる制度を導入し、労使協定の見直しをした。
- ・2013年4月改正規定の説明会を実施し、年次有給休暇の取得が難しい職員に対して、時間単位で休暇を取る制度を利用するよう勧めている。
- ・生徒の長期休暇中等を利用して有給休暇を取得するよう勧めている。